愛知県競馬組合交流競走等騎手服取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県競馬組合地方競馬実施条例施行規則(昭和61年愛知県競馬組合規則第7号)第50条に規定する騎手服について、交流競走等において使用する服色に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交流競走等)

- 第2条 交流競走等とは、次に掲げる競走とする。
 - (1) 交流競走
 - ア Jpn競走
 - イ JRA交流競走
 - ウ スーパープレステージ (SP) 競走
 - (2) 2歳馬の競走のうち新馬戦及びJRA認定競走

(競馬会所属馬に騎乗する場合等の服色)

第3条 前条第1号の交流競走において、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。) に所属する馬に騎乗する場合及び他の地方競馬に所属する騎手が騎乗する場合の服色については、交流競走ごとに定める実施要領等において定める。

(馬主服の使用)

第4条 交流競走等において愛知県競馬組合管理者(以下、「管理者」という。)が承認した場合は、愛知競馬所属調教師と預託契約を締結している馬主(共有馬主にあっては共有代表馬主。以下同じ。)は、競馬会に登録している服色(以下「馬主服」という。)を使用することができる。

(馬主服の承認申請)

- 第5条 前条の規定により馬主が馬主服の使用の承認を得ようとする場合は、出走申込締切 日までに、馬主服使用申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 馬主は、前項の申請をしようとするときは、自己の競走馬を預託している調教師(以下「管理調教師」という。) にその旨を通知するものとする。

(馬主服の承認)

- 第6条 管理者は、馬主服の使用を承認したときは、馬主に対し馬主服使用承認書(様式第2号)を交付し、及び管理調教師にその旨を通知するものとする。
- 2 管理者は、前項により承認した馬主服を馬主服承認簿(様式第3号)により管理するものとする。

(取消(変更)届)

- 第7条 馬主服の使用承認を受けている馬主が馬主服の使用を取止めるとき又は競馬会の 馬主登録若しくは服色登録を取消し、若しくは競馬会に登録している服色を変更したとき は、速やかに馬主服取消(変更)届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の届出を受理したときは、速やかに管理調教師にその旨を通知するものとする。

(馬主服の管理等)

第8条 馬主は、年間の出走見通しを踏まえて、あらかじめ必要な枚数の馬主服を用意し、

管理調教師に預託しておくものとする。

3 管理調教師は、交流競走等に使用する馬主服を適切に管理し、交流競走等に騎乗する騎 手に着用させなければならない。

(馬主服の使用届)

- 第9条 馬主は、第5条第1項の馬主服使用承認書の交付を受けた日から交流競走等に自己 の所有馬を出走させ馬主服を使用するときは、出走申込時に馬主服使用届出書(様式第5 -1号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 馬主服使用承認を受けている馬主が交流競走等に他の地方競馬所属の自己の所有馬を 出走させる場合において、馬主服を使用しようとするときは、出走申込時に馬主服使用届 出書(様式第5-2号)を管理者に提出しなければならない。
- 3 騎手は、馬主服を着用した場合は、当該交流競走等の下見所集合時までに馬場管理委員 の確認を得るものとする。
- 4 やむを得ない事由により馬主服を使用することができないときは、管理調教師は速やかに裁決委員にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項により馬主服を使用することができない場合、騎手が所属する主催者が認定し登録 した騎手服(以下「騎手服」という。)を使用する。ただし騎手服の登録がない場合、又 はやむを得ない事由により騎手服が使用できない場合は、管理者が別に定めた服色を貸与 する。

(取消し)

- 第 10 条 管理者は馬主が次の各号に該当した場合は馬主服の使用承認を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽又は不正な手段により馬主服の使用の承認を受けたとき。
 - (2) 馬主服の使用に関し著しい不正があったとき。
 - (3) 競馬会から馬主登録を抹消されたとき。
 - (4) その他馬主服の使用が適当でないと管理者が認めたとき。

(制裁)

第 11 条 管理調教師及び騎手の過失により馬主服を使用しなかった場合には、制裁の対象とする。

(染分帽の着用)

- 第 12 条 対象競走において、同一の馬主服を使用する馬が同枠となった場合及び裁決委員 が必要と認めた場合には染分帽を着用させる。
- 2 染分帽は四ツ割とし、同枠内の馬番号の大きい方に着用させるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

馬主服使用申請書

愛知県競馬組合 管理者 様

中央競馬馬主登録番号
地方競馬馬主登録番号
申請者 氏名

馬主服について使用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

服色の標示	下記のとおり
使用開始希望日	年 月 日
[%1]	[%2]
地色	
胴 (
そで()	
標示	
胴	
標示の色()	
標示名(
そで	
標示の色()	 ※ 服飾がわかるよう色や柄を標記するか、
標示名(色や柄が標記されているものを貼付して ください。
【参考】 主な預託先調教師名	

【※1】、【※2】のいずれか一方のみの記載でも申請は可能です。

馬主服使用届出書

愛知県競馬組合管理者 様

在度 笙		名古屋競馬において馬主服を使用したいので届け出ます。	_
十汉和	ᄪ		O

度 第	回 名古屋競馬において馬主服を使用したいので届け出ます。
	<u>中央競馬馬主登録番号</u>
	地方競馬馬主登録番号
	申請者 氏名
	1. 使用競走
	<u>年月日・第一競走</u>
	レース名
	2. 出走馬名
	3. 調教師名